

# 贈収賄・腐敗防止の基本方針

太平洋工業株式会社  
代表取締役社長 小川 信也  
2020年10月31日制定

## 1. 適用範囲

本方針は、当社および当社の国内・海外の子会社(以下「当社グループ会社」)に対して、本方針および贈収賄規制に関する法律の遵守を求めます。

## 2. 公務員等に対する贈賄の禁止

当社グループ会社は、国内・海外を問わず、公務員又はこれに準じる者(以下「公務員等」)への不正な接待・贈答・利益の供与を行いません。

## 3. 業務代行者等への支払い

当社グループ会社が業務を委託する代理業者やコンサルタント(以下「業務代行者等」)に対する支払の一部が公務員等への不正な利益供与に流用されることを未然に防止するため、業務代行者等を起用する際はその適格性および対価の妥当性等の精査を行います。

また、業務代行者等に対する支払の一部が公務員等への不正な利益供与に流用されること又はその可能性があることを知った場合には、業務代行者等に対する支払は行いません。

## 4. 公務員等以外の取引先に対する接待・贈答

公務員等に該当しない取引先又はその役職員等への接待・贈答・利益の供与であっても、各国の法令を遵守したうえで、社会的儀礼の範囲内で行います。

## 5. 被接待・被贈答

ビジネスパートナー又は取引先からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える贈答を受けません。

## 6. 支払記録の保管

適切な会計基準の下で事実に基づき正確に会計帳簿を記録し、支払記録を適正に保管します。

## 7. 贈収賄規制の理解・遵守

本方針および贈収賄規制に関する社内教育を継続的に実施します。

## 8. 報告

贈収賄等のコンプライアンス違反行為を発見した場合は速やかに報告し、適時適切な処置を行います。

## 9. 定期的な見直し・改善

定期的な本方針を見直し、必要に応じて改正・改善を実施します。

以上